

# 「改正育児・介護休業法等説明会」(仙台会場)

令和4年4月1日から、改正育児・介護休業法が順次施行されます。

改正により、男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）が創設されるほか、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、本人または配偶者が妊娠・出産する労働者に対する制度の個別周知・意向確認等が事業主のみなさまに義務付けられます。

このたび宮城労働局では、管内の事業主のみなさまに向け、以下のとおり改正・育児介護休業法等説明会を開催します。ぜひご参加ください。

開催日時	開催場所	定員
令和4年 1月20日（木）13:30~15:30	仙台第4合同庁舎 2F 共用会議室 （仙台市宮城野区鉄砲町1）	30名
令和4年 1月25日（火）13:30~15:30		30名
令和4年 1月27日（木）13:30~15:30		30名

## ○主催

宮城労働局  
宮城働き方改革推進支援センター

## ○説明内容

- ・改正育児・介護休業法について
- ・育児休業給付制度の改定について
- ・パートタイム・有期雇用労働法について
- ・両立支援等助成金について

## ○参加費

無料

## ○使用資料

令和4年1月10日までに宮城労働局ホームページ（トップページ）の「重要なお知らせ」に掲載しますので、事前にダウンロードしてお手元にご準備のうえ当日ご参加ください。（原則として、会場における配布はございません）

## ○その他

参加を希望される方は、裏面申込書にて当室あて、1月17日（月）までにFAXまたは郵送によりお送りください。申込後、受講票等は発行いたしませんので、当日は直接、会場にお越しください。なお、申し込みが特定の日時・会場に集中する場合は、希望日時以外の会場をご案内する場合がございます。

当セミナーは、新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら開催いたします。ご出席者は、マスクの着用をお願いいたします。なお、発熱（37.5度以上）や風邪の症状のある方は出席を控えていただくようお願いいたします。

当セミナーのお申し込みにあたりお預かりした個人情報は、本事業に係るご連絡にのみ使用させていただきます。

その他ご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 【説明会（仙台会場）に関する問い合わせ先】

宮城労働局雇用環境・均等室 担当：雇用均等指導員

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 8F  
TEL:022-299-8844 FAX:022-299-8845

# 改正育児・介護休業法等説明会（仙台会場申込書）

令和 年 月 日

宮城労働局雇用環境・均等室 あて  
(FAX: 022-299-8845)

ご担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX番号: \_\_\_\_\_

事業所所在地: \_\_\_\_\_

事業場名 [ \_\_\_\_\_ ]

- 参加希望会場 番号に○印をつけてください。  
(希望が集中する場合、調整をお願いする場合がございます。)

- 01. 1月20日(木) 13:30~
- 02. 1月25日(火) 13:30~
- 03. 1月27日(木) 13:30~

- 出席予定者

役職名	出席者氏名

※1月17日(月)までに送信してください。